

秋田県労働局長 山本 博之 殿

秋田地方最低賃金審議会会長 臼木 智昭 殿

秋田地方最低賃金審議会の答申（発効日）の再考を求める要請書

2025年 月 日

東京地方労働組合評議会 議長 矢吹義則

〒170-0005東京都豊島区南大塚2-33-10東京労働会館6階

03-5395-3171

【要請趣旨】

秋田地方最低賃金審議会は8月25日、2025年度の最低賃金について80円(8.41%)引き上げ、時間額1031円とすることを答申しました。併せて、発効日を使用者代表の要望を受け入れ、2026年3月31日としました。

今年度、中央最低賃金審議会の審議が遅れ、各地方最低賃金審議会の審議に影響が出ています。しかし、それをしても発効日を年度内最終日(2026年3月31日)とする答申は最低賃金法の立法趣旨に反するとともに、この間、培われてきた慣例を大きく逸脱するもので看過できません。同様の動きが全国に広がることも懸念されるものです。

最低賃金法第一条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図る」としており、「発効の遅延・先送り」は労働者保護と生存権保障を第一義的な目的を反故にする行為であり、最低賃金制度を形骸化するもので許されません。

秋田県の最賃発効日に関し、マスコミでも批判を寄せています。毎日新聞(8月27日付)では、「最低賃金法では、発効期限は定められていない。しかし、発行の遅れは労働者の賃金増の遅れに直結する。中央最低賃金審議会が示した目安より下回る可能性がある。」と疑問を呈し、「物価高による生計費の上昇が最低賃金の引上げの理由となっているのに、半年も据え置くことは矛盾している。」と研究者の声を取り上げて結んでいます。

最低賃金法第10条では、地域別最低賃金の決定は、地方最低賃金審議会の意見を聴いて「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」が決定するとしています。決定権者として、労働者の生存権保障を第一目的とする最低賃金法に鑑み、2026年3月31日を再考し、これまで同様「一日も早い改定」のために、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」に発効することを求めます。

【要請事項】

1. 秋田県最低賃金1031円の発効日「2026年3月31日」を再考されたい。
2. 発効日は、地域別最低賃金決定後、ただちに公示し、「公示の日から起算して30日を経過した日」で実施されたい。

以 上